山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びに規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和7年4月1日から、山口県市町総合事務組合規約(平成18年指令平18市町第815号)第3条第6号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第8号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第9号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合規約(平成18年指令平18市町第815号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第2の6の項中「宇部市」を「下関市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の8の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団(別表第4に規定する事務に限る。)」を加え、同表の9の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の11の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第3中

Γ

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用
	職員
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

を

Γ

団 体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用
	職員
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務(第3条関係)

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道企	地方公務員法第3章第6節の2に規定する退職管理
業団	に関する事務

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

組合を組織する地方公共団体(第2条関係)

山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合

現行

別表第2

組合の共同処理する事務と地方公共団体(第3条関係)

共同処理す る事務	共同処理する団体
1 略	略
2 略	略
3 略	略
4 略	略
5 略	略
6 第 3 条 第 6 号に 規務	字部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、州井市、美術市、長門市、加陽小野市、美術市、周南市、山陽小野市、馬南市、山陽小野市、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町

別表第1

組合を組織する地方公共団体 (第2条関係)

山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合___、 熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山

口県市町総合事務組合、山口県後期高齢

者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務

改正案

別表第2

組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第3条関係)

組合、宇部・山陽小野田消防組合

共同処理す る事務	共同処理する団体
1 略	略
2 略	略
3 略	略
4 略	略
5 略	略
6 第 3 条 第 6 号 は 現	下関市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、 字部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田市施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖町地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合 東環境衛生組合 、熊南総合

	事務組合、周南地区衛生施 設組合、規則区域組合、規則的組合、光地区域組合、光地区域組合、規則的組合、規則的組合、規則的。 環境施設組合、地域連合、規則的。 環境施設工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	7 8 第 8 第 8 第 8 第 8 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8	事務組合、原生施 と
規定する事務	市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	第9号に 規定する 事務	山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
10 略	略したの会まれ、国南地	10 略	略して見なの会主町、国南地
11 第3条第 11 号に規 定する事 務	山口県内の全市町、周南地 区福祉施設組合、玖珂地方 老人福祉施設組合、周東環 境衛生組合、田布施・平生 水道企業団、熊南総合事務 組合、周南地区衛生施設組 合、柳井地区広域消防組 合、光地区消防組合、岩国 地区消防組合、周南東部環	11 第3条第 11 号に規 定する事 務	山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、桐南地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環

境施設組合、柳井地域広域 水道企業団、山口県市町総 合事務組合、萩・長門清掃 一部事務組合、宇部・山陽 小野田消防組合

境施設組合、柳井地域広域 水道企業団、山口県市町総 合事務組合、萩・長門清掃 一部事務組合、宇部 · 山陽 小野田消防組合

対象とする非常勤の職員

(第3条関係)

団 体	対象とする非常勤の職員
(新設)	
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第
	1項に規定する会計年度任
	用職員
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱
	の規定により任用された嘱
	託職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項
	に規定する会計年度任用職員
山陽小	地方公務員法第22条の2第1項
野田市	に規定する会計年度任用職員

(新設)

別表第3 第3条第6号に規定する事務の 別表第3 第3条第6号に規定する事務の 対象とする非常勤の職員

(第3条関係)

	エレケー トマコト光井 の時日
団体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第22条の2第1項
	に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1
	項に規定する会計年度任用
	職員
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の
	規定により任用された嘱託
	職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項
	に規定する会計年度任用職員
山陽小	地方公務員法第22条の2第1項
野田市	に規定する会計年度任用職員

別表第4 第3条第8号に規定する事務のう ち対象とする事務

(第3条関係)

団体	対象とする事務
柳井地域	地方公務員法第3章第6節
広域水道	の2に規定する退職管理に
企業団	関する事務